

第1回国家公務員共済組合連合会契約監視委員会議事概要

開催日及び場所	平成25年7月25日(木) KKRホテル東京 鳳凰の間
委員 (敬称略)	委員長 栗田 誠 (千葉大学大学院専門法務研究科教授) 委員長代理 藤川 裕紀子 (藤川裕紀子公認会計士事務所 公認会計士) 委員 渡辺 周 (平沼高明法律事務所 弁護士) 委員 平石 好伸 (国家公務員共済組合連合会 常任監事) 委員 小林 廣之 (国家公務員共済組合連合会 常任監事)
審議事項等	1. 委員長及び委員長代理の選出 2. 契約監視委員会運営方針の説明・了承 3. 平成24年度連合会契約案件の報告 4. 審議案件の抽出 5. 今後のスケジュール
議事概要	1. 互選の結果、栗田委員が委員長に選任 委員長指名により、藤川委員が委員長代理に選任 2. 契約監視委員会運営方針について、事務局より説明、了承を得る 3. 平成24年度連合会契約案件について事務局より報告 4. 平成24年度の契約総数4,329件の中から審議案件5件を抽出し、 次回の委員会で審議予定 5. 今後のスケジュールについて、第2回委員会開催は平成25年8月 29日(木)に決定
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり

別紙

意見・質問	回答等
総合評価方式により落札者を決めることがあるのか。	本部においては、平成24年度に総合評価落札方式の規定・基準等を定めたが、まだ実施した例はない。
日常のフローの中で、随意契約にせざるを得ない理由等もあるかと思うが、その妥当性はどのようにチェックされるのか。	決裁等の手続において、契約内容等の妥当性を確認している。
予定価格の作成について、参考見積を徴する場合があるということだが、どのくらいの比率、どのような状況になっているのか。	本部においては、基礎資料として参考見積を徴した割合は、2～3割である。
随意契約の理由はどういうタイプのものが多いのか。	本部の例では、年金システム等の改修作業を特命随契として、現に履行中のものの関連契約を有利随契として、契約していた。
病院関係で特徴的な随意契約の理由などはあるのか。	医療機器やその保守契約などは、操作性相違による危険性の排除や緊急対応状況など安全性確保の観点から、随意契約となっている。
特定の案件について、予定価格が記載されていないが、その理由は何か。	商品あたりの歩率により契約した案件で、予定数量も予想しにくいことから記入欄になじみにくく、空白とした。歩率による契約の場合、契約価格や予定価格といった概念となじみにくいので、今後記載方法等は工夫する。
直営病院と旧令共済病院の随意契約(公募)という契約方式がそれぞれ医薬品購入のところにありますが、これはどのような契約の仕方になるのか。	本部で価格交渉を行う業者を公募して決定し、交渉により決定した価格を各病院に通知して、当該価格により納入するという仕組みである。公募に基づいて本部で決定した業者と契約することになるため、個々の病院の契約は随意契約になる。